

# 公 募 公 告

有償による庁舎等の使用又は収益の許可を受けて、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局函館視力障害センター庁舎内に自動販売機の設置および運営を希望する者の募集を下記のとおり公告する。

令和6年2月29日

国立障害者リハビリテーションセンター  
総長 芳賀信彦

## 1 募集対象者

- ・自動販売機の設置・運営
- ・募集事業者数：1業者

## 2 使用又は収益の許可期間

令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで

ただし、必要に応じ5年を超えない期間で更新することができる。

## 3 応募資格

- (1) 最近3年間において、継続して健全な経営実績を持ち、かつ、安定した経営能力を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 所得税、市町村民税、固定資産税・都市計画税、消費税及び地方消費税を完納し、未納がないこと。
- (4) 事故の場合、事業者の責任において即刻対応ができ、かつ相応の補償能力があること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）でないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

(10) 暴力団又は暴力団員及び(5)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

(11) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力を有すること。

## 4 申請書等の交付

・日 時 令和6年2月29日（木）～ 令和6年3月15日（金）午後5時まで

・場 所 国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局函館視力障害センター 庶務課 会計係

## 5 申請書等の受付

・日 時 令和6年2月29日（木）～ 令和6年3月15日（金）午後5時まで

・場 所 国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局函館視力障害センター 庶務課 会計係

## 6 照会先

〒042-0932 函館市湯川町1-35-20

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局函館視力障害センター 庶務課 会計係

電話 0138-59-2751（内線：215）